

◎記録等

1. 今回の説明会の趣旨

名東区内における東山公園の見直し方針については、平成 31 年 2 月 16 日に建昌寺にて説明会を開催し、都市計画の見直し区域の詳細については、令和 2 年 2 月 15 日に藤巻町集会所にて説明会を開催し、ご説明させていただいた。

今回は、藤巻町の「削除検討区域」(「参考 1」の関係権利者)の皆さまに、再度、都市計画の見直し区域の詳細についてご説明させていただいた。

※平成 31 年 2 月の説明会の議事概要は、名古屋市公式ウェブサイト上で公開しています。

URL : <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000110733.html>

2. 説明内容

(1) 都市計画の見直しの必要性について

- ・平成 20 年策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」に基づき、都市計画の見直しと公園事業を進めてきたが、公園緑地を取り巻く状況が変化したことから、改めて都市計画の見直しが必要となった。
- ・このため、平成 20 年の都市計画の見直しの基本方針をもとに、平成 28 年の名古屋市緑の審議会からの答申の内容をふまえた新たな視点を加え、平成 30 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第 2 次)」を策定・公表した。

(2) 東山公園(藤巻町)の都市計画の見直しについて

- ・東山公園の藤巻町については、都市計画の見直しの基本方針のうち、「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」に該当する区域を削除検討区域とした。
- ・都市計画公園の区域から削除された場合、都市計画公園内での建築制限がなくなることから、固定資産税・都市計画税における評価額の減価補正がなくなり、一般の土地と同等の扱いとなる。その際には、税負担の急激な上昇を抑えるための負担調整措置がとられることとなる。
- ・都市計画公園から外れる区域の用途地域等について、周辺の指定状況と調和するように見直しを検討した(「参考 2」参照)。

※説明内容は令和 2 年 2 月 15 日に藤巻町集会所で説明した内容と同じです。

2. 主な質疑等

質問 何年ごろを目途に公園は整備されるのか。また、どんな公園を作ろうと考えているのか。

回答 借地対応区域については、2038 年度以降に公園事業の着手をすることを計画しているが、完成時期については未定です。また、将来どのような公園に整備していくのかについても現段階では未定です。

質問 借地対応区域における奨励金や税金はどのようなになるのか。

回答 借地対応区域におけるオアシスの森事業については、担当部署である緑政土木局緑地事業課にお問合せください。

(緑政土木局緑地事業課 電話番号：052-972-2493 担当：後藤、松永)

質問 公園区域から削除されることで私道の権利関係はどのようなになるか。

回答 私道における権利関係は公園区域とは関係がありませんので、公園区域から削除されても現状の私道の権利関係から変わりはありません。

質問 削除検討区域内にある名古屋市の土地はどうなるのか。

回答 削除検討区域内の名古屋市所有の土地については、有効活用ができないかなど検討していきたいと考えております。